

# 平成27年職務発明制度改正と ガイドライン案を踏まえた社内手続の実務

日時  
平成28年 1月19日 (火)  
10:00～16:10 (開場9:30)

## 職務発明規程の制定、運用、変更の実務に携わっている方必聴!

平成27年改正特許法で導入された新たな職務発明制度では、①あらかじめ使用者に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、その権利は発生時から使用者に帰属すること（35条3項）、②従業者は、使用者に権利を帰属させた場合には、相当の利益を受ける権利を有すること（35条4項）、③経済産業大臣は、産業構造審議会の意見を聴いて、相当の利益の内容を決定するための手続に関する指針（ガイドライン）を定めること（35条6項）とされております。

そこで、上記法改正とガイドライン案のポイントを踏まえたうえで、今後、職務発明規程の見直し又は新たに制定をご検討されている企業様を対象として、セミナーを開催させていただきます。是非、この機会に多数ご参加くださいますよう、ご案内申し上げます。

### 日本弁理士会会員の皆様へ

(一財)経済産業調査会は、日本弁理士会の継続研修を行う外部機関として認定されています。  
この研修は、日本弁理士会の継続研修として認定を申請中です。  
この研修を修了し、所定の申請をすると、5単位が認められる予定です。

講師： 弁護士法人 御堂筋法律事務所 弁護士 高畑 豪太郎 氏

参加料：各1名につき(資料代・消費税込)

特別会員	普通会員・ 知財会員	特許ニュース 購読者	一 般
10,000円	15,000円	18,000円	23,000円

場 所：

銀座会議室(三丁目) 2階A室

東京都中央区銀座3-7-10 松屋アネックスビル  
(東京メトロ銀座線・日比谷線銀座駅下車A12番出口  
より徒歩約2分)

主 催：一般財団法人 経済産業調査会

〒104-0061 東京都中央区銀座2-8-9 木挽館銀座ビル  
電話 03-3535-4881 <http://www.chosakai.or.jp/>

# 平成27年職務発明制度改正とガイドライン案を踏まえた社内手続の実務 プログラム

1. 職務発明制度の概要
2. 平成16年改正の背景と改正趣旨
3. 平成27年改正の背景と改正趣旨
4. 職務発明制度に関する改正条文の解説
5. 直近の裁判例の分析（知財高裁平成27年7月30日判決）
6. ガイドライン制定の意味と分析～「事例集」から「指針」へ～
7. 職務発明規程の制定・変更手続と留意点  
～ガイドライン案で示された手続の種類と程度に沿って～
8. 社内スケジュール等

（プログラムの内容は一部変更する可能性がありますので、予めご了承ください）

最新のセミナー情報がご覧になれます  
<http://www.chosakai.or.jp/seminar/seminar-annai.htm>

経済産業調査会 セミナー

検索



最新のセミナー情報等を発信しています。是非、フォロー＆リツイートお願いします。

## 「平成27年職務発明制度改正とガイドライン案を踏まえた社内手続の実務」参加申込書（H28.1.19開催）

ご所属名・部課名	電話
	FAX
ご住所 〒	
参加者	
お名前	E-mail
お名前	E-mail
お名前	E-mail
備考欄	
申込先	<b>FAX : 03-3535-4884</b> E-mail : <a href="mailto:seminar@chosakai.or.jp">seminar@chosakai.or.jp</a>
	一般財団法人 経済産業調査会 〒104-0061 東京都中央区銀座2-8-9 電話 03-3535-4881

お申込時にいただきました個人情報につきましては、本講座の実施、運営に利用させていただくとともに、新刊書やセミナー・講演会等の各種ご案内など当会の事業活動に限って使用させていただきます。また、本講座の講師にお客様の「所属先」、「部署名(役職名)」、「氏名」等をお知らせさせていただきます。本件に関し、不都合がございましたらご連絡ください。